公

告

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則規 則

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 ○認定液化石油ガス販売事業者として認定した件

○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件

島

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 福島県教育委員会

○福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

○令和四年九月二十日付け定例第三百二十三号中

規 則

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号) の一部を次のよう

二号室から六号室まで、八号室」に、「十六号室及び二十号室から二十六号室まで」を 号室まで」を「十九号室、二十九号室及び三十号室」に、「の三号室、五号室」を「の 室、九号室から」に、「十五号室、十七号室から十九号室まで及び二十七号室から三十別表第二の一の表福島県営蓬莱団地の項中「二号室、四号室、六号室から」を「七号

> 号室」を「、十九号室」に改める。 十六号室」に改め、 関川窪団地の項中「、二号室」を削り、 - 十五号室から十八号室まで及び二十号室から二十八号室まで」に改め、 「一号室から三号室まで、六号室」を「一号室から六号室まで」に改め、「、二十を「二号室から四号室まで」に改め、「十三号室まで」の下に「、十五号室」を加ハ号室」に改め、「四号室、五号室、」及び「、十九号室」を削り、「三号室、四号 、「十四号室から十六号室まで」を「十四号室、

この規則は、 令和五年二月一日から施行する。

示

(建築住宅課)

福島県告示第五十五号

芫

いての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。 十九号)第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法につ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四

令和五年一月二十七日

株式会社小林商店

福島県河沼郡会津坂下町字北逆水甲一〇三八番地

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

代表取締役

尾日向

竹信

福島県知事

内 堀

雅

雄

 \equiv 認定年月日

令和五年 一月十七日

消防保安課

福島県告示第五十六号

を廃止した旨届出があった。 る生活保護法の規定を含む。)により、 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされ の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

令和五年 一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

調剤薬局ゼネファーム南町	名称
須賀川市南町	所
三一七—一	在
	地
令和四年一二	廃止年月日

<u> </u>			
	日	耶麻郡猪苗代町字新町四九一七—一	医療法人佐藤歯科
	一日 二月三	○—一 伊達郡国見町大字塚野目字三本木一	アイン薬局国見店
	日年一○月七	南相馬市原町区栄町二丁目六二―三	薬局青い鳥ファーマシー
	日日	南相馬市原町区南町二―一一二	松永歯科医院
	日日	二本松市小浜字新町一九	ゼネファーム薬局小浜店
ps	日日	二本松市根崎二—一九九	ゼネファーム薬局根崎店
<u></u> 覧 相	日	二本松市本町一―七一	ゼネファーム薬局本町店
	月三日		店

(社会福祉課)

福島県告示第五十七号

を休止した旨届出があった。 る生活保護法の規定を含む。) により、 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされ の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

令和五年一月二十七日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

調剤薬局くすりのキクチ	名称
南相馬市鹿島	所
区西町一—	在
立二九	地
月一日 一日	休止年月日

(社会福祉課)

公

公告第十四号

見に供する。 怕馬地方都市計画市場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、 次のとおり縦 南相馬市から

令和五年一月二十七日

縦覧に供する図書

福島県知事 内

堀

雅 雄

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

福 島県教育委員会

(都市計画課)

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年 一月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

部を次のように改正する。 福島県教育委員会文書等管理規則 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則 (平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)

の

学校(塙高)」を「白河実業高等学校(白実高)」に、 を「二本松実業高等学校(二実高)」に、「白河実業高等学校(白実高) 麻農業高等学校(耶高)」を「猪苗代高等学校(猪高)」に、 高等学校(伊高)」に、「二本松工業高等学校(二工高) 南会津高等学校(南会高)」を「南会津高等学校(南会高)」に改める。 別表第一県立学校の項中「梁川高等学校(梁高) 保原高等学校(保高) 「猪苗代高等学校(猪高) 耶 安達東高等学校 「田島高等学校 (安東高) 塙工業高等 を「伊達 (田島高)

附

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

正 誤

(教育総務課)

ページ	
段	
行	
Œ	
誤	

令和四年九月二十日付け定例第三百二十三号中

11]	四 大 上 二
	浜畑
	新港

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。